市町村議会で議決した意見書（平成27年12月～平成28年３月）

平成28年3月23日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	北　上　市	TPP交渉結果の情報開示及び必要施策の構築を求める意見書	H27.12.17	1
2	北　上　市	安全保障関連法案の強行採決に抗議し同法の廃止を求める意見書	H27.12.17	2
3	北　上　市	TPP交渉の大筋合意についての対応に関する意見書	H28.2.18	3
4	一　関　市	大雪による農業施設への被害に対する緊急支援を求める意見書	H28.2.23	4
5	西和賀町	安全保障関連法の廃止を求める意見書	H28.3.18	5
6	西和賀町	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書	H28.3.18	6
7	住　田　町	安全保障関連法の廃止を求める意見書	H28.3.14	8
8	住　田　町	TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書	H28.3.14	9
9	山　田　町	安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書	H28.3.10	10

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 17 日 【提　出　先】内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済財政政策担当大臣 【件　　　名】ＴＰＰ交渉結果の情報開示及び必要施策の構築を求める意見書 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉の閣僚会合は、10 月５日に大筋合意に達したとの声明を発表しました。これを受けて、政府が 11 月 25 日に決定した政策大綱は、農林水産業の成長産業化や中堅・中小企業の国際化を柱に据えたものであり、安倍晋三首相は「攻めの農林水産業に転換する」と強調していますが、農業者からは「小規模農業者は農業を続けられなくなる」、「中山間地等地域の現状に即していない」といった不安や不満の声が聞かれます。 大綱は、歴代の政権が取り組んできた政策の焼き直しが多く、具体策に乏しいと共に、対策予算の規模には触れておらず、「既存の予算に支障を来さないように政府全体で責任を持って確保する」と記すに留めています。また、政府はＴＰＰ交渉の詳細及びその影響について公表しておらず、ＴＰＰ発効による影響を測り兼ねている農業者に大綱が十分な安心材料を提供したとは言えません。関税の撤廃、引下げ等により農業分野は特に影響を受けることが想定され、海外から安価な農産品が流入すれば国内農業にとって大きな脅威であり、対策を講じることが急務であります。よって、農業分野の持続的な発展に向けて、農業の収益力と競争力を高める政策や、農業者への所得支援策など影響を緩和するための政策が必要であると考えます。 以上の状況に鑑み、次の事項の実現を強く求めます。 １　ＴＰＰ交渉の結果について、速やかに情報開示すると共にその影響について分析し、速やかに公表すること。 ２　ＴＰＰ交渉の合意内容が、地域の現状を理解し、日本国全体の国益にかなったものとなっているのか国会において十分に審議すること。 ３　農林業の持続的な発展に向けた必要な対策について、速やかに検討すること。 以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 17 日 【提　出　先】内閣総理大臣、防衛大臣、内閣官房長官 【件　　　名】安全保障関連法案の強行採決に抗議し同法の廃止を求める意見書 第 189 回国会の最大の焦点であった安全保障関連法案は、参議院平和安全法制特別委員会及び本会議で与党が採決を強行し、平成 27 年９月 19 日に成立しました。 この安全保障関連法案は、国際紛争に対処する諸外国の軍隊等の後方支援を新たな立法措置をとらなくても随時可能にする「国際平和支援法案」と、集団的自衛権行使を限定的に可能にする武力攻撃事態法や自衛隊法など 10 件の法律を一括改正する「平和安全法制整備法案」の２法案であり、国民生活に関わる極めて重要な法案でありました。 衆参両院合わせて 200 時間を超える法案審議が行われたにも係わらず、閣僚の答弁は不安定で、中身のある実質的な議論が十分にされたとは言い難い状況でした。自衛隊の海外派遣や集団的自衛権行使の判断が、時の政権の裁量に委ねられてしまうのではないかと不安視する声は高まり、報道各社の世論調査を見ても、国民の理解が得られたと言うことはできません。 集団的自衛権の行使容認は、これまで歴代政権が維持してきた戦後の安全保障体制を根本から変えるものであります。安全保障関連法案は、合憲であるとの主張がある一方で、多数の憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁判所長官などが違憲だと断じたことは重く受け止めるべきであります。そのような中で採決が強行され、法案が成立したことは誠に遺憾であります。 よって、国及び政府関係機関に対し、憲法の根幹に係わる安全保障関連法案の強行採決に対し抗議するとともに、国際平和支援法及び平和安全法制整備法を廃止するよう強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 28 年２月 18 日 【提　出　先】内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済財政政策担当大臣 【件　　　名】ＴＰＰ交渉の大筋合意についての対応に関する意見書 政府は、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉について、平成 27 年 10 月５日に大筋合意に達したとの声明を発表し、これを受けてＴＰＰの経済効果分析をまとめ、12 月 24 日の経済財政諮問会議において公表しました。その内容は、農林水産物については、生産額が最大 2,100 億円減少すると見込んだものの、国内対策を講じることにより農家所得は確保され、生産量は維持となり、食料自給率も変動はしないとしています。しかし、この分析結果は国内対策が有効に作用した場合に限定されており、「農業への影響を過小に見積もり、政策効果を過大に見越したとしか思えない」等の疑念の声が上がっています。 また、政府の試算は、海外農業国の農業戦略を考慮しておらず、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の重要５品目については、関税撤廃を再考する必要があります。よって、農業分野の持続的な発展に向けて、協定内容の精査や的確で実効性の高い政策の展開が必要であると考えます。 以上の状況に鑑み、次の事項の実現を強く求めます。 １　大筋合意の内容及びその影響を精査し、経営安定対策など将来にわたって希望を持って再生産が可能となる政策を確立すること。 ２　新規就農者などの担い手育成、作業受託組織への支援、農地の集積、流通施設などのインフラ整備を講じること。 ３　中山間地を含めた耕作条件不利地域での営農継続と伝統文化の継承、及び定住化に対応した政策を講じること。 ４　地理的表示保護制度の運用など知的財産対策、地域政策の拡充、流通施設の整備や非関税障壁の撤廃など輸出促進対策を講じること。 ５　外食や加工食品での原料原産地表示の強化、適正価格での流通強化、学校給食での和食の推進や地域ブランド産品の利活用支援を講じること。 以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 28 年２月 23 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済再生担当大臣、地方創生担当大臣、岩手県知事 【件　　　名】大雪による農業施設への被害に対する緊急支援を求める意見書 平成 28 年 1 月 18 日から 19 日にかけて、重く湿った大雪が降ったことにより、一関市の東部を中心に 100 棟を超える農業用ビニールハウスが、倒壊又は損壊するという甚大な被害が生じました。 被害農家の中には、10 棟が全壊、５棟が損壊し、再建するためには 1 千万円を上回る経費が生じると推定される農家もあり、個人での復旧は極めて困難なケースが多くあります。 ハウスの用途は、ほうれん草、トマトやピーマン、キュウリ、花卉、育苗など多様であり、農産物の収穫・販売が出来なくなったケースや、これから始まる春の農作業への影響も深刻であります。 一関市の基幹産業である農業の振興のためにも、再生産が可能となり、さらには、生産者が明日の農業に希望が持てるよう、以下の点について早急に万全の施策を講じることを求めます。 記 1　今年の生産に間に合うような再建支援及びつなぎの財政的支援等の具体策を早急に講じること。 2　被害施設の撤去及び設置費用の支援についても、十分考慮すること。 3　自然災害による被害農家の再生産が可能となるよう、恒久的な対策を担保する法整備を行うとともに、政府において必要な財源を確保すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 28 年３月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、 安全保障法制担当大臣、内閣官房長官 【件　　　名】安全保障関連法の廃止を求める意見書 平成２７年９月１９日、参議院本会議において安全保障関連法が十分な国会審議を経ることなく可決成立した。 この法律は、安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行い、武力攻撃事態法、ＰＫＯ法など既存の１０の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と新法の国際平和支援法である。 国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが指摘され、戦闘地域での兵站活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、さらにクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は、憲法が禁じる武力行使そのものである。そして圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者等が、安全保障関連法案は「違憲」と断じたことは極めて重大である。 各種世論調査でも、審議をすればするほど、国民の多数が安全保障関連法案に「反対」の声が広がり、「政府の説明が不十分」とするものが８割を超えている。 よって、憲法の根幹にかかわるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であることから、国においては安全保障関連法を廃止するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 28 年３月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣 【件　　　名】軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書 軽度外傷性脳損傷は、転倒、転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病である。いわゆる脳しんとうとは軽度外傷性脳損傷の類いである。 主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、においや味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など複雑かつ多様である。 平成２４年７月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、さらに平成２５年１２月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されたが、実際の教育現場や家庭では、いまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまい、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独を感じて、最悪、うつ状態に陥ってしまう人もおり、罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされる事態に至っている。 また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査が遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題もが後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っている家族もあり、事故調査をないがしろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状である。 よって、国においては、次の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。 １　軽度外傷性脳損傷・脳しんとうについて、国民、幼稚園・保育園及び学校など教育機関への啓発の徹底を行い、各自治体の医療相談窓口等に対応の出来る職員を配置し、適切な対応をとれるように対策を図ること。 ２　既に国際オリンピック委員会や国際サッカー連盟において採用されるＳＣＡＴ（スポーツ脳しんとうに関する国際会議において開発された脳しんとう後の状態を評価するための標準的なツール）について、軽度外傷性脳損傷の起こりうる現場の責任者・監督者（各学校などの教師・保健師・スポーツコーチなど）においては特段、ＳＣＡＴの携帯を図り、重大事故発生の予防につなげることが重要であると認識し、応急処置・即時対応をできるようにすること。 ３　軽度外傷性脳損傷・脳しんとうを疑った場合には、直ちに適切な専門医の診断を受け、ＣＴ／ＭＲＩだけではなく、神経学的検査の受診も義務づけるとともに、ＳＣＡＴを実

市町村議会名	意見書の内容
	地し、予後の経過観察や対応できる医療連携体制の構築を進めること。 ４　幼稚園・保育園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに家族へ報告を行うとともに第三者調査機関を設置し、迅速に事故調査及び開示を行うこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】平成 28 年３月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣 【件　　　名】安全保障関連法の廃止を求める意見書 住田町議会は、平成２６年９月議会において、「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないよう求める意見書」を採択し、関係機関に意見書を提出した。 さらには、平成２７年９月議会において、「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」を採択し、同様に、関係機関に意見書を提出している。 しかし、安全保障関連法は、国民への丁寧な説明がないまま、平成２７年９月１９日に参議院本会議において、可決・成立した。 このことは、歴代政権が、これまで憲法第９条の下ではゆるされないとしてきたことを、大きく転換するものであり、特にも、上記の法律については、第１８９回国会開会中の各種世論調査においても、「今国会で成立させるべきでない」、「政府の説明が不十分」とする意見が多く寄せられ、国民の理解を得たとは言い難いものとなっている。 また、多くの憲法学者からは、集団的自衛権の行使を容認する解釈は憲法違反であるとの指摘がなされているところであり、とうてい容認できるものではない。 以上のことから、この法律が十分な審議を尽くしたうえで成立したとは言えず、政府には、国民に対し丁寧な説明を求めるとともに、立憲主義を踏まえた国民的な合意を得る必要があることから、第１８９回国会で成立した安全保障関連法について、廃止することを求めるものである。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】平成 28 年３月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済再生担当大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官 【件　　　名】ＴＰＰ協定の調印・批准しないことを求める意見書 ＴＰＰ参加国は、２０１５年１０月５日に「大筋合意」、１１月５日に「暫定文書」を発表しました。その内容は、農林水産物の８割以上の関税を撤廃し、重要５品目についてもコメや乳製品など無税輸入枠やＴＰＰ枠を新たに設定して輸入を受け入れるものになっている。 特に、コメが余り、米価が暴落している中で、農家に飼料米を作らせる一方でアメリカ、オーストラリア産米合わせて７．８万トンの「特別輸入枠」の新設、牛肉・豚肉の大幅な関税引き下げ、重要品目以外の果樹や野菜及びその加工品における関税撤廃となっている。 しかもこれらの内容は、主要農産品は交渉から「除外または再協議」という国会決議から明らかに違反するものであり、食料自給率の更なる低下はもとより、日本の農林水産業や地域経済に深刻な打撃を与えるものになる。 さらには、ＩＳＤＳ条項、医療・保険分野、食の安全など各界から出されている懸念への説明を速やかに行い、国民的な議論を保障すべきである。 徹底した秘密交渉の中で進められ、農林水産業や国民生活に多大な影響を及ぼすこの度の「合意」に基づくＴＰＰ協定への調印・批准は認められない。 よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。 記 １　ＴＰＰ「大筋合意」の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障すること。 ２　国会決議に違反するＴＰＰ「大筋合意」は撤回し、協定への調印・批准は行わないこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
山　田　町	【議決年月日】平成 28 年３月 10 日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、岩手知事 【件　　　名】安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書 東日本大震災では、「医療崩壊」、「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになった。 厚生労働省が２０１１年６月１７日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知（５局長通知)」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としている。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の増員が必要である。 医師・看護師・介護職員等の増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、次の事項について要望する。 記 医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。